

「コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業」の受付開始 ～福祉施設へ食材料費・光熱水費等を支援～

新型コロナウイルス感染症対応の中、介護・障害福祉サービスを提供する施設においては、利用者やその家族の日常生活に欠かせないサービスとして、徹底した感染防止対策に取り組んでいただいています。

一方で、物価高騰の影響を受けて食材料費や光熱水費などの施設運営に不可欠な経費の負担が増しており、経営に大きな影響が出ています。

そこで、神戸市独自の支援策として、施設の事業規模に応じた給付金を支給し、市民への安定的なサービス提供の確保を図ります。

1 対象施設

(1) 介護施設（入所およそ 600 か所・通所およそ 600 か所）

高齢者への介護サービス等を提供する入所施設・通所施設

※入所施設：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症グループホームなど

※通所施設：デイサービス・デイケアなど

(2) 障害児者施設（入所およそ 200 か所・通所およそ 900 か所）

障害者総合支援法・児童福祉法に規定するサービスを提供する施設等

※入所施設：療養介護、施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設など

※通所施設：就労継続支援（A型・B型）、生活介護、放課後等デイサービスなど

2 給付金の内容

(1) 介護施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
入所施設	・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ショートステイ など	1人あたり 90 円/日
通所施設	・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション（デイケア） など	1人あたり 30 円/日

(2) 障害児者施設

区分	サービス種別	給付金の基準額
入所施設①	・療養介護	1人あたり90円/日
入所施設②	・短期入所 ・宿泊型自立訓練	・施設入所支援 ・共同生活援助 ・障害児入所施設
通所施設	・生活介護 ・就労移行支援 ・児童発達支援	・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労継続支援（A型・B型） ・放課後等デイサービス

(3) 施設ごとの計算方法

$$\boxed{\text{6月の延べ利用者数}} \times \boxed{\text{区分ごとの基準額 (上記参照)}} \times \boxed{\text{12(か月)}}$$

(例) 入所者40名の施設の場合、 $40 \text{人} \times 30 \text{日} \times 90 \text{円} \times 12 \text{か月} = 1,296,000 \text{円}$

3 申請方法

7月11日より、申請フォームからの電子申請または書面の提出により申請
申請期限 10月31日(月)まで

4 支給時期

8月上旬より、順次支給予定。